

## 随意契約理由書

件名	就学時健康診断業務
契約の相手方	大阪府中央区久宝寺町3丁目4番1号 医療法人 橘甲会 理事長 中川 正
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	指定の日時・会場において健診を実施するにあたり、健診事業の実績があり、専門職種等のスタッフを派遣し、診察介助・誘導・受診結果票の記入・受診者対応・受付等が可能である業者が、大阪府下の入札参加資格登録業者（集団健診）のうち、医療法人橘甲会以外になかったため。
備考	